

2019年10月1日
在シアトル日本国総領事館

ハーグ条約セミナー開催の御案内

2014年4月1日に、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が日本について発効しました。ハーグ条約は、国境を越えて不法に連れ去られた子どもを元いた国（常居所地国）に返還するための国際協力の枠組み等について定めています。

子どもを連れて日本に（一時）帰国する際の注意点、配偶者の同意なく子どもと日本に帰国した場合に起こり得ること、また、連れ去った親及び連れ去られた側の親がどのような手続きに関わることになるか等をハーグ条約の視点からお話しします。お子さんが国境を越えて移動する可能性がある親御さんには知っておいていただきたい条約です。

本セミナーでは、実際にケースを扱っている外務省職員から在留邦人の皆様に、ハーグ条約の仕組み等について分かりやすく説明させていただきますので、ぜひ、この機会にご参加ください。参加希望の方は、11月13日（水）までに、[参加フォーム](#)にご記入下さい。（返信メール等はありませんので、当日そのままお越し下さい。）

なお、当日は、会場前で当館職員によるセキュリティチェックをお願いさせていただきます。身分証をお持ちくださいますよう、宜しくお願い致します。

日時：2019年11月16日（土） 10:00～11:30

場所：在シアトル総領事館多目的ホール

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about.html

内容：「注意！子どもを日本に連れて帰る前に～ハーグ条約～」

外務省領事局ハーグ条約室 ハーグ条約専門員 前小屋 千絵

※ハーグ条約の詳細については、外務省のホームページを御覧ください。

→[ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）](#)

Twitter：<https://twitter.com/1980Haguepr>

【本セミナーに関するお問合せ】

在シアトル総領事館

メール：consul@se.mofa.go.jp